

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

平成 29 年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者に管理を行わせた施設は以下のとおりです。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、平成 29 年度分の管理状況を報告します。

さらに、平成 29 年度をもって指定期間が終了した県営都市公園について、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果を併せて報告します。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間	報告内容	
			H29 年度 管理状況	全期間 評価
県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園	H25. 4. 1～H30. 3. 31	○	○
県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合 連合会グループ	H25. 4. 1～H30. 3. 31	○	○
県営都市公園 亀山サンシャインパーク	株式会社東産業	H25. 4. 1～H30. 3. 31	○	○
県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	H25. 4. 1～H30. 3. 31	○	○
県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島クリエイション 都市開発株式会社	H25. 4. 1～H30. 3. 31	○	○
三重県 流域下水道施設	公益財団法人三重 県下水道公社	H26. 4. 1～H31. 3. 31	○	
三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞	鈴鹿亀山不動産事 業協同組合	H26. 4. 1～H31. 3. 31	○	
三重県営住宅及び三重 県特定公共賃貸住宅 ＜中勢・伊賀ブロック＞	伊賀南部不動産事 業協同組合	H26. 4. 1～H31. 3. 31	○	
三重県営住宅及び三重 県特定公共賃貸住宅 ＜南勢ブロック＞	三重県南勢地区管 理事業共同体	H26. 4. 1～H31. 3. 31	○	
三重県営住宅 ＜東紀州ブロック＞	三重県南勢地区管 理事業共同体	H26. 4. 1～H31. 3. 31	○	

■指定管理者の自己評価の基準

評価項目1の評価：

- 「A」業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」業務計画を順調に実施している。
- 「C」業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価項目2、3の評価：

- 「A」当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」当初の目標を達成している。
- 「C」当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

■県の評価の基準

- 「+」指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成29年度分>(概要)

施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園			県営都市公園 鈴鹿青少年の森				
指定管理者の名称	株式会社名阪造園			三重県森林組合連合会グループ				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	230,000人	253,584人	年間公園利用者数	260,000人	296,487人		
評価項目と内容	H28		H29		H28		H29	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年16回のイベントを開催し、公園の利用促進を図ったことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が成果目標に対し110.3%の達成率となり、目標を大幅に上回ったことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き集客力の維持に努め、サービスの向上に取り組むことを期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 施設の利用申込み状況のホームページへの掲載、イベント情報の報道提供など積極的な情報提供により、公園の利用促進を図ったことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が成果目標に対し114.0%の達成率となり、目標を大幅に上回ったことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き集客力の維持に努め、サービスの向上に取り組むことを期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成29年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク			県営都市公園 大仏山公園				
指定管理者の名称	株式会社東産業			有限会社太陽緑地				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	800,000人	819,718人	年間公園利用者数	220,000人	210,059人		
評価項目と内容	H28		H29		H28		H29	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		B		B		B	
2 施設の利用状況	A		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		B		B		B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 こいのぼり掲揚など様々なイベントを実施して集客に努めたことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が成果目標に対し102.5%の達成率となり、目標を達成したことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き集客力の維持に努め、サービスの向上に取り組むことを期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 恒例となった大型イベントのほかに年5回のテニス教室の実施などにより公園の利用促進を図ったことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が成果目標に対し95.5%の達成率となったが、達成率が95%を超えていることから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、より多様な自主事業を展開し、サービスの向上に取り組むことを期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成29年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園				三重県流域下水道施設			
指定管理者の名称	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社				公益財団法人三重県下水道公社			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道の機械設備及び電気設備の運転操作に関する業務 流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 その他の業務 			
主な成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		700,000人	659,210人	目標放流水質(最大値) 【北部浄化センター】	COD	18mg/l	10mg/l
						T-N	12mg/l	10mg/l
					汚泥含水率 【北部浄化センター】		76%以下	74.3%
評価項目と内容	H28		H29		H28		H29	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B	+	B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	C		C		B	+	A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 紀北パーキングエリア(始神テラス)の開業以来落ち込んでいた利用者数を、積極的なイベントの開催などにより、大幅に回復させたことから「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が成果目標に対し94.2%の達成率となり、目標を達成できなかったことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者増に向けた積極的な取組を行うとともに、近隣観光施設及び行政とも連携し、当公園の魅力を発信していくことを期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 目標放流水質を遵守しながら施設の稼働条件や薬品の注入条件の変更によりコスト縮減に取り組み業務計画を順調に実施していることから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 出前教室や浄化センターへの見学者を積極的に受け入れるなど、下水道の普及啓発に積極的に取り組むことにより当初の目標を達成していることから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 全ての浄化センターにおいて法定排水基準より更に厳しい目標放流水質を遵守することにより、特に優れた実績をあげていることから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も良好な放流水質を確保するとともに、引き続きコスト縮減に取り組まれない。 施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた効果的な点検や適切な維持修繕を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成29年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅〈北勢ブロック〉			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅〈中勢伊賀ブロック〉				
指定管理者の名称	鈴鹿亀山不動産事業協同組合			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務（県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務（県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均4.0回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均6.6回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	H28		H29		H28		H29	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、87.7%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・平成29年度の入居率は前年度に対して3.2%の減少となったことから、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応（迅速かつ誠実な対応）」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて83.7%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて87.7%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、86.9%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・平成29年度の入居率は前年度に対して2.9%の減少となったことから、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応（迅速かつ誠実な対応）」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて84.3%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて86.9%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成29年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)				三重県営住宅(東紀州ブロック)			
指定管理者の 名称	三重県南勢地区管理事業共同体				三重県南勢地区管理事業共同体			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く) 県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) 県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 その他の業務 			
成果目標 及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.4回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.4回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応		
評価項目 と内容	H28		H29		H28		H29	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		A	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者アンケートにおいて、89.9%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 平成29年度の入居率は前年度に対して3.5%の減少となったことから、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて89.9%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートにおいて89.9%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者アンケートにおいて、95.3%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 平成29年度の入居率は前年度に対して2.1%の増加となったことから、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて88.9%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートにおいて95.3%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園						県営都市公園 鈴鹿青少年の森					
指定管理者の名称	株式会社名阪造園						三重県森林組合連合会グループ					
指定の期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日						平成25年4月1日～平成30年3月31日					
評価項目	H25		H26		H27		H25		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	B		B		B		B		B		B	
施設の利用状況	B		B		B		B		B		B	
成果目標及びその実績	B		B		B		B		A		B	
	H28		H29		/		H28		H29		/	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			
管理業務の実施状況	B		B			B		B				
施設の利用状況	B		B			B		B				
成果目標及びその実績	B		A			A		A				
指定期間全体の県の総括評価	<p>・初年度（平成25年度）を除き、その他の期間については成果目標を達成できた。特に最終年度（平成29年度）はこれまでの実績を大幅に上回った。</p> <p>・日常の維持管理を適切に実施したことに加え、イベント開催を中心とした自主事業の実施や地元環境保全団体との協働、他の公園との連携やSNS等を活用したPRなどを積極的に行った。このような取組により、施設の維持管理を適切に実施し、利用者へのサービス向上に努めた。</p> <p>・5年間の指定管理期間を通じ、年間公園利用者数は増加傾向にあり、今後も成果目標を達成するため、引き続き利用者拡大に向けた取組を実施していく必要がある。</p>						<p>・指定管理の全期間を通じて利用者数の成果目標を達成できた。</p> <p>・日常の維持管理を適切に実施したことに加え、イベント開催を中心とした自主事業の実施やホームページでの施設の利用申し込み状況の公開、イベント情報の報道提供など、利用者への情報提供を積極的に行った。このような取組により、施設の維持管理を適切に実施し、利用者へのサービス向上に努めた。</p> <p>・5年間の指定管理期間を通じ、年間公園利用者数は増加傾向にあり、今後も成果目標を達成するため、引き続き利用者拡大に向けた取組を実施していく必要がある。</p>					

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価>(概要)

施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク						県営都市公園 大仏山公園					
指定管理者の名称	株式会社東産業						有限会社太陽緑地					
指定の期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日						平成25年4月1日～平成30年3月31日					
評価項目	H25		H26		H27		H25		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A		A		A		B		B		B	
施設の利用状況	B		B		A		B		B		B	
成果目標及びその実績	C		C		A		B		C		B	
	H28		H29		/		H28		H29		/	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	A		B				B		B			
施設の利用状況	A		B				B		B			
成果目標及びその実績	B		B		B		B		B			
指定期間全体の県の総括評価	<p>・ 指定管理期間の後半（平成27年度以降）、大幅に利用者を増加させ、3年連続して成果目標を達成できた。</p> <p>・ 日常の維持管理を適切に実施したことに加え、継続的に「こいのぼりの掲揚」や大小さまざまな集客イベントを実施し利用促進を図った。また都度アンケート調査を実施し利用者の声を反映した。このような取組により、施設の維持管理を適切に実施し、利用者へのサービス向上に努めた。</p> <p>・ 5年間の指定管理期間以前に比し、年間公園利用者数は大きく増加しており、今後も成果目標を達成するため、引き続き利用者拡大に向けた取組を実施していく必要がある。</p>						<p>・ 指定管理の全期間を通じて、年間公園利用者数の成果目標を達成した年度はなかったが、成果目標に近い人数の方に利用いただいた。</p> <p>・ 日常の維持管理を適切に実施したことに加え、春に「スプリングフェスティバル」、秋に「オータムフェスティバル」を開催するなど、集客の拡大に向けた取組を行った。このような取組により、施設の維持管理を適切に実施し、利用者へのサービス向上に努めた。</p> <p>・ 全期間に渡って目標が達成することができなかったことから、利用者拡大に向け、自主事業の充実や利便性の向上など利用者満足度を高めるためのさらなる取組を実施していく必要がある。</p>					

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園					
指定管理者の名称	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社					
指定の期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日					
評価項目	H25		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A	—	B		B	
施設の利用状況	B		B		B	
成果目標及びその実績	A	—	B		C	
	H28		H29		/	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	B		B			
施設の利用状況	B		B			
成果目標及びその実績	C		C			
指定期間全体の県の総括評価	<p>・指定管理期間の後半（平成27年度以降）は成果目標を達成できなかった。</p> <p>・日常の維持管理を適切に行ったことに加え、高速道路の延伸により生じた減少した利用者数を、各種イベントの開催により、徐々に回復させた。このような取組により、施設の維持管理を適切に実施し、利用者へのサービス向上に努めた。</p> <p>・5年間の指定管理期間の間に、利用者数が大幅に減少したことから、利用者数の回復に向け、積極的な広報活動を行うとともに、多様な利用者ニーズに対応していく必要がある。</p>					

三重県流域下水道施設に係る指定管理候補者の選定状況について

1 概要

三重県流域下水道施設の平成31年度以降の指定管理者を選定するため、三重県流域下水道条例に基づき、外部の有識者による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を選定する手続きを進めています。

なお、三重県の流域下水道施設は、県民生活の重要なライフラインとして、適正に汚水を処理する施設の運営が求められており、この役割を果たすことができるのは、昭和63年以来、処理施設の運転管理と設備等の維持管理業務を統括的に行い、安定した施設運営をしてきた公益財団法人三重県下水道公社以外にはないと考えられることから、同公社を指名し、公募によらず選定することとしています。

2 選定委員（順不同・敬称略）

委員長	勝又 英之	（三重大学大学院工学研究科准教授）
委員長代理	神宮 誠	（地方共同法人日本下水道事業団東海総合事務所次長）
委員	石川 雅代	（公認会計士）
委員	伊藤 恵子	（三重県中小企業レディース中央会会長）
委員	矢口 芳枝	（公募委員）

3 進捗状況及び審議内容

7月13日 第1回選定委員会の開催

- ・指定管理者制度の概要、選定の考え方及び施設概要の説明
- ・審査基準の決定

8月16日 公益財団法人三重県下水道公社へ申請要項を送付

9月21日 公益財団法人三重県下水道公社から申請書提出

4 今後の予定

（1）審査

10月22日に開催予定の第2回選定委員会において、申請者に対しヒアリングを実施したうえで、総合的に審査し、指定管理者として適当かどうかを決定します。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定します。

（2）指定管理者の指定

平成30年三重県議会定例会11月定例月会議において、議会の議決を経た後、新しい指定管理者を指定します。

（3）協定締結

平成31年3月に新しい指定管理者と協定を締結します。

（4）新しい指定管理者による指定管理期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

三重県流域下水道施設指定管理者審査基準

【審査基準】

○事業計画の内容が、流域下水道の適切な維持管理を図ることができるものであるか。

- ① 管理運営の基本的方針が適切で、効率的で安全、かつ実現性のある管理ができるものとなっているか。
- ② 見学者等への対応は適切に行われるものとなっているか。
- ③ 情報の保護管理は適切に行われるものとなっているか。
- ④ 情報の発信が適切に行われるものとなっているか。

○事業計画の内容が、流域下水道の効用を最大限に発揮することができるものであるか。

- ① 放流水質への管理が適切に行われるものとなっているか。
- ② 周辺への配慮は適切に行われるものとなっているか。
- ③ 施設の管理、保守点検等が適切に行われるものとなっているか。
- ④ 安全管理体制が確立されているか。
- ⑤ 災害等緊急時の対応が適切に行われるものとなっているか。

○事業計画の内容が、流域下水道の管理に係る経費の縮減を図るものであるか。

- ① 事業計画及び収支予算計画は適切か。
- ② 経費の縮減に向けた取組や工夫がなされているか。

○指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているか。

- ① 業務を適切に実施できる組織・人員体制となっているか。
- ② 指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。

(概要版)

三重県流域下水道施設指定管理者事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人 三重県下水道公社																																										
管理運営の基本方針	<p>当社は流域下水道事業を取り巻く環境の変化に対応しながら、流域下水道施設の維持管理を適切に遂行するため、下記のとおり4つの基本方針を掲げて取り組みます。</p> <p>2 当社は本業務を「公益事業」として位置づけており、維持管理コスト縮減で得た効果は負担軽減のため、県を通じて市町に還元します。</p> <p>① 維持管理コストの抑制 ② 危機対応力の向上 ③ 普及啓発活動(施設見学含む。)の推進 ④ 調査研究事業の充実</p>																																										
コスト削減目標額	<p>【コスト削減メニューと削減目標額】</p> <p>1 電力調達契約の見直しによる電力調達費の削減 5年間で約▲500,000千円 2 その他、反応槽攪拌機の間欠運転他、従来実施してきたコスト削減対策もできる限り継続して実施していきます。</p>																																										
見学者への対応	<p>小学生だけでなく、大人を含めた県民全体を対象とした取組を進めていきます。</p> <p>1 施設見学申込に関する利便性を高め、見学しやすい状況を創ります。 2 体験型のプログラムの追加により、幅広いニーズに応えられるよう努めます。 3 出前講座、市民講座を開催します。</p>																																										
外部からの侵入者対策	門扉等の解放時間制限、監視カメラでの常時監視などを行います。																																										
情報の保護、管理、発信	公社規程に基づき、個人情報保護及び情報公開について対応します。情報発信については、維持管理状況に関する情報を公社ホームページ上で公開します。																																										
目標放流水質等達成のための方策	<p>1 下水道普及率が向上しつつある近年においては、省エネルギーの推進をはじめとする維持管理費の縮減にも配慮しながら、目標放流水質の範囲内に収まることを確認しつつ、リン処理にかかる薬品使用量などを削減して運転コストの抑制につなげ、水処理と運転コストの最適バランスを追求します。</p> <p>【目標放流水質】</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>BOD</th><th>COD</th><th>SS</th><th>T-N</th><th>T-P</th></tr></thead><tbody><tr><td>北部浄化センター</td><td>14</td><td>18</td><td>20</td><td>12</td><td>1.3</td></tr><tr><td>南部浄化センター</td><td>9</td><td>18</td><td>9</td><td>9.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>志登茂川浄化センター</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>雲出川左岸浄化センター</td><td>14</td><td>18</td><td>20</td><td>17</td><td>1.5</td></tr><tr><td>松阪浄化センター</td><td>14</td><td>18</td><td>20</td><td>9.5</td><td>0.9</td></tr><tr><td>宮川浄化センター</td><td>14</td><td>18</td><td>20</td><td>9.5</td><td>0.9</td></tr></tbody></table> <p>※志登茂川浄化センターは供用開始間もないため別途協議</p> <p>2 脱水機への負荷増大による故障リスクと含水率高による汚泥処分費用の増加を抑制するため、目標含水率の上限値、下限値を設けて管理します。</p> <p>【目標汚泥含水率】 73%～76%(ただし、一部の浄化センターは73%～75%)</p> <p>3 これらの目標を達成するため、運転担当には「下水道施設管理技士」の要件を満たす者等、運転管理に必要な知識を持った職員を配置します。</p>		BOD	COD	SS	T-N	T-P	北部浄化センター	14	18	20	12	1.3	南部浄化センター	9	18	9	9.0	2.0	志登茂川浄化センター	-	-	-	-	-	雲出川左岸浄化センター	14	18	20	17	1.5	松阪浄化センター	14	18	20	9.5	0.9	宮川浄化センター	14	18	20	9.5	0.9
	BOD	COD	SS	T-N	T-P																																						
北部浄化センター	14	18	20	12	1.3																																						
南部浄化センター	9	18	9	9.0	2.0																																						
志登茂川浄化センター	-	-	-	-	-																																						
雲出川左岸浄化センター	14	18	20	17	1.5																																						
松阪浄化センター	14	18	20	9.5	0.9																																						
宮川浄化センター	14	18	20	9.5	0.9																																						

(概要版)

三重県流域下水道施設指定管理者事業計画書の要旨			
周辺への配慮	放流先への配慮として塩素を極力使用しない運転及び水質調査、底質調査、悪臭・騒音調査、生物調査等を実施します。また、浄化センター周辺地域への配慮として臭気抑制対策、美化活動を実施します。		
各種業務の実 施計画	施設管理業務は景観維持、汚損や劣化の防止、機能維持、ユニバーサルデザインへの対応、衛生管理の考え方にに基づき管理します。		
	水処理、汚泥処理は密接に関連するため、各種工程で連続監視を行い、公社水質担当、運転担当及び委託業者総括責任者が前日の運転データをもとに意見交換して、最終的に公社運転担当が運転方法を決定します。		
	ユーティリティや物品の調達は、安定供給先の確保、調達経費の圧縮については、継続的な課題として今後も取り組んでいきます。		
	機械設備の保守については修繕計画を立案して、計画的に分解修繕を行います。基本的な考え方として、時間計画保全と事後保全に分類し、時間計画保全のものは先送りせずに計画どおり修繕を実施します。		
緊急時の対策	汚泥処理は、発生する汚泥全量を安定的に処理し、かつ、収集運搬から処分(中間処理)の過程まで一括して管理できる仕組みを引き続き採用します。そのうえで、脱水汚泥の再利用率100%を目指します。		
	緊急時の対策については、想定される事象毎に行動計画を定め、迅速な対応を行います。 1 大雨対応、地震・津波対応 2 異常流入水質、異常流入水量対応 3 火災、爆発、人身事故等における対応		
提案価格	消費税率が平成31(2019)年10月1日に10%に変更となることを見込んでいます。		
	年度	提案価格(単位千円)	県提示価格
	2019年度	5,088,042	5,132,766
	2020年度	5,050,188	5,198,100
	2021年度	5,230,463	5,233,289
	2022年度	5,344,804	5,355,745
	2023年度	5,628,545	5,665,217
合計	26,342,042	26,585,117	
組織人員	現場施設の運転及び操作に係る指揮監督、流入・放流水質の検査・分析及び運転への反映、機器の稼働状態の把握などの業務の計画管理に係る部分は、公社職員が担当することにより指揮命令系統を確立し、安定したサービスの維持とコスト縮減に努めます。		
	各浄化センターには、電気・機械・化学の専門職員を配置し、効率性、危機管理、品質・精度の視点で業務水準が最も高くなる方法を今後も追求していきます。		
	水処理施設、汚泥処理施設の運転管理を担当させる職員として、各浄化センターに「下水道施設管理技士の要件を満たす者」又は「下水道技術検定第3種合格者」を1名以上配置します。		

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅に係る 指定管理候補者の選定状況について

1 概要

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の平成 31 年度以降の指定管理者を選定するため、三重県営住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例に基づき、外部の有識者による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

平成 30 年 7 月 24 日の第 1 回選定委員会において審査基準及び配点表を決定した後、指定管理者を募集したところ、「4 申請の状況」のとおり応募がありました。

2 選定委員（順不同・敬称略）

委員長	浦山 益郎	（三重大学大学院教授）
委員長代理	高橋 恵美子	（三重県介護支援専門員協会理事）
委員	小川 友香	（公認会計士）
委員	佐藤 年彦	（独立行政法人都市再生機構中部支社課長）
委員	金澤 章夫	（公募委員）

3 進捗状況及び審議内容

7月24日	第1回選定委員会の開催 ・指定管理者制度の概要、選定手順及び施設の概要の説明 ・審査基準及び配点の決定
8月8日～8月22日	募集要項の配布
8月23日	募集説明会の開催
9月5日～9月13日	申請書の受付

4 申請の状況

	北勢ブロック	中勢伊賀ブロック	南勢ブロック	東紀州ブロック
申請者	鈴鹿亀山不動産事業協同組合	伊賀南部不動産事業協同組合	三重県南勢地区管理事業共同体	三重県南勢地区管理事業共同体
申請者	—	—	株式会社オーミヤ建設	株式会社オーミヤ建設
申請数	1団体	1団体	2団体	2団体

5 今後の予定

(1) 審査

10月中旬開催予定の第2回選定委員会において、申請者に対しヒアリングを実施したうえで、総合的に審査し、順位を決定します。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、各ブロックの指定管理候補者を選定します。

(2) 指定管理者の指定

平成 30 年三重県議会定例会 11 月定例会議において、議会の議決を経た後、新しい指定管理者を指定します。

(3) 協定締結

平成31年3月に新しい指定管理者と協定を締結します。

(4) 新しい指定管理者による指定管理期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

県営住宅及び特定公共賃貸住宅指定管理者審査基準

【第1次審査基準】

項目	審査基準	配点
1 管理業務に当たっての基本方針	管理の理念・方針が県営住宅の設置目的に合致しているか	10
	入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか	10
2 管理業務の実施方針	①管理業務にかかる組織体制 ②団地管理（巡回を含む）の方法及び体制 ③入居関係手続きの窓口対応について、業務仕様書等で定める業務水準を満たす方法・体制は確立されているか	10
	修繕・保守管理経費の縮減策について、最小の費用で最大の効果が計られる工夫がなされているか	10
	入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか	10
3 申請者の状況	応募者の組織全体の中で、指定管理業務に参入した場合の経営的余裕状況に問題はないか	10
4 管理業務の経費見積	県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているかどうか	10
配 点 合 計		70

【第2次審査基準】

審査基準			配点
大項目	事業計画書の項目	評価基準	
1 管理業務に当たっての基本方針	(1)管理の理念・方針	公の施設を管理する者としての意欲、責任が感じられるか	20
		運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致しているか	20
	(2)県民へのサービスについての考え方	入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか	20
	(3)県が進める施策の実現に関する取組	三重県が重点的に推進する施策を理解し、指定管理者の立場から県施策の実現に取り組む姿勢が感じられるか	20
	小 計		80
2 管理業務の実施方針	(1)管理体制	①管理業務にかかる組織体制は、業務仕様書等で定める業務水準を満たしているか	20
		②団地管理（巡回を含む）の方法及び体制 ③入居関係手続きの窓口対応について、業務仕様書等で定める業務水準を満たす方法・体制は確立されているか	20
	(2)職員の配置計画	業務遂行に当たって、適材適所に適正な人数が配置されているか	20
	(3)職員の研修計画	人材育成方針及び研修計画は適切であるか	20
	(4)管理業務の実施方針	①入居者の要望、苦情処理対応について、処理マニュアル等が確立されているか	20
		②生活弱者について理解しているか、また、その対応等が確立されているか	20
		③不法入居者に対する取り締まり体制、対象者の発見及び指導、県への報告（協力）体制が確立されているか	20

		④入居募集対策修繕について、入居率の向上のために、修繕期間の短縮等様々な工夫がなされているか	20
		⑤公営住宅管理システムデータのセキュリティ管理は十分か ア 外部への情報漏洩の防止 イ データの扱いに関する職員への周知・教育	20
		⑥修繕・保守管理経費の縮減策について、最小の費用で最大の効果が計られる工夫がなされているか	30
		⑦修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針は確立されているか	20
	(5)入居者サービス向上策	入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか	20
	(6)個人情報等の取扱	個人情報の保護・情報公開に対する考え方と取組は適切なものであるか	20
	(7)緊急時の対応・対策	①夜間・休日における対応・体制は適切であるか	20
		②災害時における対応・体制は適切であるか	20
	(8)その他の提案	①業務に関する提案(例:地域コミュニティ向上につながる取組み、業務の効率化、建物・設備等の長寿命化対策等について)	30
		ア 外国人について	30
		②県が提起する課題の解決方法 イ 孤立死について	30
		ウ 入居率の向上について	30
		③財源確保の方策として、自動販売機の設置について工夫がなされているかどうか	30
	小 計		460
3 申請者の状況	(1)申請団体の概要	応募者の組織全体の中で、指定管理業務に参入した場合の経営的余裕状況に問題はないか	10
	(2)経営状況表	財政状態に問題はないか。 ①手元流動比率 何か月分の売上相当現金と現金等価物があるかを図る尺度。 多いほどよい ②流動比率 100%以上で当面の支払能力あり ③固定比率 100%以下であることが望ましい ④自己資本比率 多いほどよい	20
		直近の売上・損益の推移に問題はないか。	20
小 計		50	
4 管理業務の経費見積	(1)管理費関係経費見積	県が示す指定管理料提案額に対する見積額の割合	10
	(2)維持・修繕費関係経費見積 (3)上記(1)(2)に係る経費削減の考え方や方法	県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているかどうか	10
小 計		20	
配 点 合 計			610

※ 委員会では上記に示す審査項目について事業計画書等の審査を行います。が、「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅管理業務仕様書」で示す管理水準を満足する者がいない場合等は、今回の公募における候補者の選定は行わないこととします。

(別紙様式5)

事業計画書の要旨

申請者名	鈴鹿亀山不動産事業協同組合	
管理業務基本方針	<p>鈴鹿亀山不動産事業協同組合は地元企業の組合員 81 社と賛助会員 36 社で構成し、現在、県営住宅北勢ブロックの指定管理者であり、鈴鹿市の市営住宅の管理も受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当組合が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ・ コンプライアンスに忠実な運営管理 ・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る ・ 行政に準じた業務執行 	
管理業務実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員 11 名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「faceTo face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建主任者(5 名)、一級建築士(3 名)、ポルトガル語・スペイン語通訳(1 名)」が在籍し専門的な対応を実施します。</p> <p>電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「対応票」を作成し、情報共有を図ります。</p> <p>団地巡回は月三回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
	管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見はがき、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います ・ 生活弱者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します ・ 不法入居者に対する対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取り組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います ・ 入居者募集対策修繕の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウを最大限に

		<p>活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します ・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します ・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、入居者への告知等を徹底し一層の安全水準を実現します。
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去10年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「入居説明用の画像資料作成」「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」「防災訓練の継続実施」「駐車許可ラベルの作成配布」を実施します。 (個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報をお客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。 (緊急対応・対策) 夜間・休日は10年間の実績がある(株)日立システムズの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備などに努めます。

収支計画 (千円)	内訳	年 度		H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
		収入計 (指定管理料)		217,892	215,806	211,250	213,004	211,773
支出計		217,892	215,806	211,250	213,004	211,773		
	人件費	18,027	18,027	18,027	18,027	18,027		
	一般管理費・事務費	11,960	12,069	12,069	12,069	12,069		
	入居者募集修繕費・住替修繕費	62,615	63,190	63,190	63,190	63,190		
	一般修繕費	35,991	35,991	35,991	35,991	35,991		
	計画修繕費	58,740	38,233	53,962	51,028	46,146		
	維持・点検費等その他	30,559	48,296	28,011	32,699	36,350		

※A4版2枚以内としてください。

※PDFファイル様式でCD等の媒体に記録して提出してください。

事業計画書の要旨

申請者名	伊賀南部不動産事業協同組合	
管理業務基本方針	<p>伊賀南部不動産事業協同組合は地元企業の組合員23社と賛助会員31社で構成し、現在、県営住宅中勢伊賀ブロックの指定管理者であり、名張市の市営住宅の管理も受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当組合が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ・ コンプライアンスに忠実な運営管理 ・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る ・ 行政に準じた業務執行 	
管理業務実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員8名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「face To face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建士(1名)、一級建築士(1名)、ポルトガル語・スペイン語通訳(1名)」が在籍し専門的な対応を実施します。</p> <p>電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「対応票」を作成し、情報共有を図ります。</p> <p>団地巡回は月4回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
	管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 ご意見はがき、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います ・ 生活弱者への対応 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します ・ 不適正及び不法入居者、無断退去者等に対する対応 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います ・ 入居者募集対策修繕の工夫 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウ・信用を最大

		<p>限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します ・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します ・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、次期指定管理ではより一層の安全水準を実現します 					
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去10年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」「防災訓練の継続実施」「駐車カードの作成配布」「入居者の交流を促進するイベントの開催」を実施します。 (個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。 (緊急対応・対策) 夜間・休日は10年間の実績がある働日立システムズの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備、緊急通行が可能なパトロール車の配備などに努めます。 					
収支計画 (千円)	年度	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)	
	収入計(指定管理料)	284,143	263,291	276,092	269,858	266,816	
	支出計	283,513	262,741	275,384	269,622	256,340	
	内訳	人件費	25,843	25,843	25,843	25,843	25,843
		一般管理費・事務費	8,078	8,152	8,152	8,152	8,152
		入居者募集修繕費・住替修繕費	74,605	75,289	75,289	75,289	75,289
		一般修繕費	72,782	72,782	72,782	72,782	72,782
		計画修繕費	31,050	27,170	34,932	11,644	23,500
維持・点検費等その他	71,155	53,505	58,386	75,912	50,774		

※A4版2枚以内としてください。

※PDFファイル様式でCD等の媒体に記録して提出してください。

事業計画書の要旨

申請者名	三重県南勢地区管理事業共同体	
管理業務基本方針	<p>三重県南勢地区管理事業共同体は地元企業の組合員126社と賛助会員22社で構成し、現在、県営住宅南勢ブロック・東紀州ブロックの指定管理者を受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当共同体が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ・ コンプライアンスに忠実な運営管理 ・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る ・ 行政に準じた業務執行 	
管理業務実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員6名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「face To face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建士(1名)、一級建築士(1名)」が在籍し専門的な対応を実施します。</p> <p>電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「応対票」を作成し、情報共有を図ります。</p> <p>団地巡回は月3回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
	管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 ご意見はがき、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います ・ 生活弱者への対応 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します ・ 不適正及び不法入居者、無断退去者等に対する対応 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います ・ 入居者募集対策修繕の工夫 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウ・信用を最大

		<p>限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します ・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します ・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、次期指定管理ではより一層の安全水準を実現します 					
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去9年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」「防災訓練の継続実施」「駐車カードの作成配布」「入居者の交流を促進するイベントの開催」を実施します。 (個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。 (緊急対応・対策) 夜間・休日は9年間の実績がある(株)日立システムズの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備、緊急通行が可能なパトロール車の配備などに努めます。 					
収支計画 (千円)	年 度	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)	
	収入計 (指定管理料)	95,039	92,513	93,833	88,873	99,443	
	支出計	94,922	92,396	93,716	88,873	99,364	
	内 訳	人件費	7,912	7,912	7,912	7,912	7,912
		一般管理費・事務費	7,233	7,299	7,299	7,299	7,299
		入居者募集修繕費・住替修繕費	29,310	29,578	29,578	29,578	29,578
		一般修繕費	18,507	18,507	18,507	18,507	18,507
		計画修繕費	11,763	11,763	11,763	0	7,841
維持・点検費等その他	20,197	17,337	18,657	25,577	28,227		

※A4版2枚以内としてください。

※PDFファイル様式でCD等の媒体に記録して提出してください。

(別紙様式5)

事業計画書の要旨

申請者名	株式会社オーミヤ建設	
管理業務基本方針	<p>株式会社オーミヤ建設は、平成20年の会社創業以来、松阪市をはじめ三重県内中南勢を中心に不動産管理業務を行ってまいりました。これもひとえに、長年にわたるオーナー様、入居者様そして取引先様のご厚情、ご指導の賜物と深く感謝いたしております。</p> <p>環境、オーナー様、そして入居者様を第一に考え、皆様のニーズにあった企画を提案し、その実行に必要な高度な技術力を提供することが弊社の役割であると考えております。</p> <p>これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現する。</p> <p>入居者の人権尊重、安心・安全な住環境の維持に努め次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅管理運用マニュアルに沿った運営管理 ・質の高い運営管理をし、法令を遵守する。 ・人権を尊重しすべての入居者に公平で平等な運営管理 ・常に経費削減に努め個人情報の保護を意識、実践する。 	
管理業務実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員6名配置し 駐車スペース8台分確保し、電話対応、窓口業務 団地巡回にあたります。全職員が県営住宅管理マニュアルを理解し基本に忠実に業務をします。職員には有資格者 「宅地建物士(2名)」 「一級建築士(1名)」 「行政書士(1名)」 「管理業務主任者(1名)」 「英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語通訳(各1名委託)」 が在籍し、専門的な対応をします。</p>
	管理業務に関する計画	<p>電話対応、窓口業務は「明るく親切に」を基本に各案件ごとに「対応案」を作成し、週1回の総合ミーティングにて情報共有しつつ適切な対応かどうか職員全員で検証します。</p> <p>団地巡回は月4回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」を予定し現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの対応も、明るく親切丁寧に基本とします。</p>

	<p>入居者に関する計画 (サービスの向上)</p> <p>建物の管理総数 80 件以上の長年の実績を最大限に活用し、一人一人のお客さまを大切にして、入居者の満足度向上に努めます。なお、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため、「清潔な清掃」、「わかりやすい施設内の案内表示」、「広報誌の発行」、「防災訓練の継続実施」、「駐車場ステッカーの作成配布」を実施します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。</p> <p>(個人情報取扱)</p> <p>入居者の収入や家族構成など、お客様の重要な個人情報を預かっているという認識を持ち、流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。なお、職員研修を実施し、定期的に個人情報保護責任者によるチェックを行います。</p> <p>(緊急対応・対策)</p> <p>緊急体制の整備、緊急対応マニュアルを作成し、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備などに努め、火災や大規模地震などの災害派生時には入居者の安全確保を最優先に考え、迅速かつ適正に対応をします。また、夜間・休日にも迅速に対応できる体制づくりに努めます。</p>	
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	

収支計画(千円)	内訳	年 度		H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
		収入計(指定管理料)		95,039	92,513	93,833	88,873	99,443
支出計		93,666	90,804	92,098	86,998	97,516		
	人件費	7,754	7,754	7,754	7,754	7,754		
	一般管理費・事務費	7,089	7,153	7,153	7,153	7,153		
	入居者募集修繕費・住替修繕費	28,915	28,915	28,915	28,915	28,915		
	一般修繕費	18,136	18,136	18,136	18,136	18,136		
	計画修繕費	11,880	11,880	11,880	0	7,920		
	維持・点検費等その他	19,892	16,966	18,260	25,040	27,638		

事業計画書の要旨

申請者名	三重県南勢地区管理事業共同体	
管理業務基本方針	<p>三重県南勢地区管理事業共同体は地元企業の組合員126社と賛助会員22社で構成し、現在、県営住宅南勢ブロック・東紀州ブロックの指定管理者を受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当共同体が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ・人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ・コンプライアンスに忠実な運営管理 ・高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る ・行政に準じた業務執行 	
管理業務	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員6名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「face To face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建士(1名)、一級建築士(1名)」が在籍し専門的な対応を実施します。</p> <p>電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「応対票」を作成し、情報共有を図ります。</p> <p>団地巡回は月3回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
管理業務実施方針	管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の要望、苦情処理に係る対応 ご意見はがき、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います ・生活弱者への対応 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します ・不適正及び不法入居者、無断退去者等に対する対応 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取り組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います ・入居者募集対策修繕の工夫 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウ・信用を最大

		<p>限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します ・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します ・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、次期指定管理ではより一層の安全水準を実現します 					
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去9年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」「防災訓練の継続実施」「駐車カードの作成配布」「入居者の交流を促進するイベントの開催」を実施します。 (個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。 (緊急対応・対策) 夜間・休日は9年間の実績がある朝日立システムズの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備、緊急通行が可能なパトロール車の配備などに努めます。 					
収支計画 (千円)	年度	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)	
	収入計(指定管理料)	25,828	33,412	25,492	25,955	25,492	
	支出計	25,828	33,412	25,492	25,955	25,492	
	内訳	人件費	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617
		一般管理費・事務費	1,489	1,503	1,503	1,503	1,503
		入居者募集修繕費・住替修繕費	8,928	9,012	9,012	9,012	9,012
		一般修繕費	9,793	9,793	9,793	9,793	9,793
		計画修繕費	0	7,920	0	0	0
	維持・点検費等その他	4,001	3,567	3,567	4,030	3,567	

※A4版2枚以内としてください。

※PDFファイル様式でCD等の媒体に記録して提出してください。

(別紙様式5)

事業計画書の要旨

申請者名	株式会社オーミヤ建設	
管理業務基本方針	<p>株式会社オーミヤ建設は、平成20年の会社創業以来、松阪市をはじめ三重県内中南勢を中心に不動産管理業務を行ってまいりました。これもひとえに、長年にわたるオーナー様、入居者様そして取引先様のご厚情、ご指導の賜物と深く感謝いたしております。</p> <p>環境、オーナー様、そして入居者様を第一に考え、皆様のニーズにあった企画を提案し、その実行に必要な高度な技術力を提供することが弊社の役割であると考えております。</p> <p>これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現する。</p> <p>入居者の人権尊重、安心・安全な住環境の維持に努め次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅管理運用マニュアルに沿った運営管理 ・質の高い運営管理をし、法令を遵守する。 ・人権を尊重しすべての入居者に公平で平等な運営管理 ・常に経費削減に努め個人情報の保護を意識、実践する。 	
管理業務実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員4名配置し 駐車スペース4台分確保し、電話対応、窓口業務 団地巡回にあたります。全職員が県営住宅管理マニュアルを理解し基本に忠実に業務をします。職員には有資格者 「宅地建物士(2名)」 「一級建築士(1名)」 「行政書士(1名)」 「管理業務主任者(1名)」 通訳につきましては、入居されている方の語学力をみて必要であれば、臨時で委託するものと致します。</p>
	管理業務に関する計画	<p>電話対応、窓口業務は「明るく親切に」を基本に各案件ごとに「対応案」を作成し、週1回の総合ミーティングにて情報共有しつつ適切な対応かどうか職員全員で検証します。</p> <p>団地巡回は月4回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」を予定し現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの対応も、明るく親切丁寧に基本とします。</p>

	入居者に関する計画 (サービスの向上)	<p>入居者に関する計画 (サービスの向上)</p> <p>建物の管理総数 80 件以上の長年の実績を最大限に活用し、一人一人のお客さまを大切にして、入居者の満足度向上に努めます。なお、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため、「清潔な清掃」、「わかりやすい施設内の案内表示」、「広報誌の発行」、「防災訓練の継続実施」、「駐車場ステッカーの作成配布」を実施します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。</p> <p>(個人情報取扱)</p> <p>入居者の収入や家族構成など、お客様の重要な個人情報を預かっているという認識を持ち、流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。なお、職員研修を実施し、定期的に個人情報保護責任者によるチェックを行います。</p> <p>(緊急対応・対策)</p> <p>緊急体制の整備、緊急対応マニュアルを作成し、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備などに努め、火災や大規模地震などの災害派生時には入居者の安全確保を最優先に考え、迅速かつ適正に対応をします。また、夜間・休日にも迅速に対応できる体制づくりに努めます。</p>
	入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)	

		年 度					
		H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)	
収支計画 (千円)	収入計 (指定管理料)	25,828	33,412	25,492	25,955	25,492	
	支出計	25,552	32,869	25,108	25,108	25,108	
	内訳	人件費	1,586	1,584	1,585	1,584	1,585
		一般管理費・事務費	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470
		入居者募集修繕費・住替修繕費	8,844	8,844	8,844	8,844	8,844
		一般修繕費	9,695	9,695	9,695	9,695	9,695
		計画修繕費	0	7,761	0	0	0
		維持・点検費等その他	3,958	3,515	3,514	3,515	3,514

審議会等の審議状況（平成30年6月4日～平成30年9月13日）
（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県流域下水道施設指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成30年7月13日
3 委員	委員長 勝又 英之 委員長代理 神宮 誠 委員 石川 雅代 他2名
4 諮問事項	指定管理者の選定にかかる審査基準について
5 調査審議結果	審査基準が決定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成30年7月24日
3 委員	委員長 浦山 益郎 委員長代理 高橋 恵美子 委員 小川 友香 他2名
4 諮問事項	指定管理者の選定にかかる審査基準及び配点について
5 調査審議結果	審査基準及び配点が決定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成30年8月1日
3 委員	会長 松本 幸正 委員 村山 顕人 他16名
4 諮問事項	1 四日市都市計画区域区分の変更 2 四日市都市計画臨港地区の変更 3 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成 30 年 8 月 10 日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 委員 小菅 まみ 他 4 名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・林道（木屋村山線）事業 ・林道（野又越線）事業
5 調査審議結果	事業の継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成 30 年 9 月 11 日
3 委員	委員長 安食 和宏 委員 新谷 琴江 他 4 名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・治山（明神滝）事業 ・林道（三和片川線）事業 ・林道（三峰局ヶ岳線）事業 ・都市公園（北勢中央公園）事業
5 調査審議結果	事業の継続が了承された。
6 備考	